

第1号議案

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則(昭和51年茨城県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「生徒に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。」を「親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。」に、「及び聴講料」を「、聴講料及び空調設備使用料」に改める。

第2条の5を第2条の6とし、第2条の4の次に次の1条を加える。

(空調設備使用料の徴収期限等)

第2条の5 空調設備使用料の徴収期限及び徴収する額については、第2条の2及び第2条の3の規定を準用する。この場合において、第2条の2の規定中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第10条の2において準用する条例第5条第2項」と、「授業料」とあるのは「空調設備使用料」と、第2条の3の規定中「条例第5条の2」とあるのは「条例第10条の2において準用する条例第5条の2」と、「授業料」とあるのは「空調設備使用料」と読み替えるものとする。

第3条第1号中「及び聴講料」を「、聴講料及び空調設備使用料」に改める。

第5条中「授業料の」を「授業料及び空調設備使用料の」に改める。

第6条中「授業料の」を「授業料及び空調設備使用料の」に、「授業料免除辞退届」を「免除辞退届」に改める。

第7条第1項中「授業料の」を「授業料及び空調設備使用料の」に改め、同項第2号中「授業料免除辞退届」を「免除辞退届」に改める。

様式第1号中「第3条」を「第4条」に、

免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円)			
	(免除期間	年	月から	年 月まで)
	入学料		金	円
		(年	月	日入学)
	入学者選抜手数料		金	円
		(年	月	日入学願書提出)
	受講料		金	円
		(年	月	日履修申込み)
	聴講料		金	円
		(年	月	日履修申込み)

を

免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円)			
	(免除期間	年	月から	年 月まで)
	入学料		金	円
		(年	月	日入学)
	入学者選抜手数料		金	円
		(年	月	日入学願書提出)
	受講料		金	円
		(年	月	日履修申込み)
	聴講料		金	円
		(年	月	日履修申込み)
	空調設備使用料	金		円(月額 円)
	(免除期間	年	月から	年 月まで)

に改める。

様式2号中「第4条」を「第5条」に、

「

免 除 額 等	授業料 金				円(月額		円)
	(免除期間	年	月から	年	月まで)		
	入学料		金			円	
		(	年	月	日入学)		
	入学者選抜手数料		金			円	
		(	年	月	日入学願書提出)		
	受講料		金			円	
		(	年	月	日履修申込み)		
	聴講料		金			円	
		(	年	月	日履修申込み)		

」

を

「

免 除 額 等	授業料 金				円(月額		円)
	(免除期間	年	月から	年	月まで)		
	入学料		金			円	
		(	年	月	日入学)		
	入学者選抜手数料		金			円	
		(	年	月	日入学願書提出)		
	受講料		金			円	
		(	年	月	日履修申込み)		
	聴講料		金			円	
		(	年	月	日履修申込み)		
	空調設備使用料	金			円(月額		円)
	(免除期間	年	月から	年	月まで)		

」

に改める。

様式 3 号中「第 5 条」を「第 6 条」に、「授業料免除辞退届」を「免除辞退届」に、「授業料免除を」を「免除を」に、

免 除 額	金 円 (月額 円)
免 除 期 間	年 月から 年 月まで

を

免 除 額	授業料 金 円 (月額 円)
	空調設備使用料 金 円 (月額 円)
免 除 期 間	授業料 年 月から 年 月まで
	空調設備使用料 年 月から 年 月まで

に改める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立高等学校学則（昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条中「及び聴講料」を「，聴講料及び空調設備使用料」に改める。

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 3 条 茨城県県立中等教育学校学則（平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条中「及び入学者選抜手数料」を「，入学者選抜手数料及び空調設備使用料」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成 30 年茨城県条例第 49 号）付則第 3 項に規定する教育委員会規則で定める日は、7 月 10 日とする。

平成 31 年 4 月 23 日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

平成30年第3回茨城県議会定例会において茨城県県立学校授業料等徴収条例を一部改正し、新たに「空調設備使用料」の徴収について規定を加えたことから、関係規則について、所要の改正を行うもの。

茨城県立学校授業料等徴収条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行
第 1 条 略 (納入義務の履行) 第 2 条 条例第 3 条に規定する保護者(親権を行う者(親権を行う者の<u>ないときは、未成年後見人</u>)をいう。以下同じ。)は、当該生徒と連帯して、授業料、入学料、受講料、<u>聴講料及び空調設備使用料</u>の納入義務を履行しなければならない。 第 2 条の 2 から第 2 条の 4 略 (空調設備使用料の徴収期限等) 第 2 条の 5 <u>空調設備使用料の徴収期限及び徴収する額については、第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 2 条の 2 の規定中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「条例第 10 条の 2 において準用する条例第 5 条第 2 項」と、「授業料」とあるのは「空調設備使用料」と、第 2 条の 3 の規定中「条例第 5 条の 2」とあるのは「条例第 10 条の 2 において準用する条例第 5 条の 2」と、「授業料」とあるのは「空調設備使用料」と読み替えるものとする。</u> (受講料の前納) 第 2 条の 6 略 (基準) 第 3 条 条例第 13 条第 3 号に規定する免除の必要があると認めるときとは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 学業成績が同学年のおおむね上位に属し、品行その他において	第 1 条 略 (納入義務の履行) 第 2 条 条例第 3 条に規定する保護者(<u>生徒に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは、未成年後見人</u>をいう。以下同じ。)は、当該生徒と連帯して、授業料、入学料、受講料<u>及び聴講料</u>の納入義務を履行しなければならない。 第 2 条の 2 から第 2 条の 4 略 (新規) (受講料の前納) 第 2 条の 5 略 (基準) 第 3 条 条例第 13 条第 3 号に規定する免除の必要があると認めるときとは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 学業成績が同学年のおおむね上位に属し、品行その他において

模範であると認められる生徒(家庭の事情等のため学業成績が下位に属する場合にあつても、その事由がなければ上位になり得ると認められる者を含む。)の保護者において、授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料、聴講料及び空調設備使用料(以下「授業料等」という。)の納入に困難な事情が生じたと認められるとき。

(2) その他学校長が特に必要と認めるとき。

第4条 略

(決定)

第5条 学校長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、授業料及び空調設備使用料の免除にあつてはその額及び期間を、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料の免除にあつてはその額を、それぞれ決定し、速やかに授業料等免除決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第6条 授業料及び空調設備使用料の免除を受けている者が、免除の期間内においてその理由が消滅し、免除を受ける必要がなくなつたときは、速やかに免除辞退届(様式第3号)を学校長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 学校長は、授業料等の免除を受けた者又は授業料及び空調設備使用料の免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、免除を取り消すものとする。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載し、その不正の行為によつて免除を受けたこと又は免除を受けていることが判明したとき。

模範であると認められる生徒(家庭の事情等のため学業成績が下位に属する場合にあつても、その事由がなければ上位になり得ると認められる者を含む。)の保護者において、授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料(以下「授業料等」という。)の納入に困難な事情が生じたと認められるとき。

(2) その他学校長が特に必要と認めるとき。

第4条 略

(決定)

第5条 学校長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、授業料の免除にあつてはその額及び期間を、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料の免除にあつてはその額を、それぞれ決定し、速やかに授業料等免除決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第6条 授業料の免除を受けている者が、免除の期間内においてその理由が消滅し、免除を受ける必要がなくなつたときは、速やかに授業料免除辞退届(様式第3号)を学校長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 学校長は、授業料等の免除を受けた者又は授業料の免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、免除を取り消すものとする。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載し、その不正の行為によつて免除を受けたこと又は免除を受けていることが判明したとき。

(2) 免除の理由が消滅し、免除を受ける必要がなくなつたにもかかわらず、前条の規定による免除辞退届を提出しないとき。

- 2 学校長は、免除を取り消したときは、速やかに当該生徒及び保護者に通知するものとする。

以下 略

付 則(平成 31 年教委規則第 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成 30 年茨城県条例第 49 号) 付則第 3 項に規定する教育委員会規則で定める日は、7 月 10 日とする。

(2) 免除の理由が消滅し、免除を受ける必要がなくなつたにもかかわらず、前条の規定による授業料免除辞退届を提出しないとき。

- 2 学校長は、免除を取り消したときは、速やかに当該生徒及び保護者に通知するものとする。

以下 略

(新規)

様式第 1 号(第 4 条)

年 月 日

茨城県立

学校長 殿

茨城県立

学校

課程 科第 学年 組

生徒氏名

住所

保護者氏名

住所

授業料等免除申請書

下記のとおり授業料等の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

免除事由	条 例 ・ 規 則 第 号該当	条 第
免除額等	授業料 金 円(月 額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日 入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月 日 入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日 履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日 履修申込み)	

様式第 1 号(第 3 条)

年 月 日

茨城県立

学校長 殿

茨城県立

学校

課程 科第 学年 組

生徒氏名

住所

保護者氏名

住所

授業料等免除申請書

下記のとおり授業料等の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

免除事由	条 例 ・ 規 則 第 号該当	条 第
免除額等	授業料 金 円(月 額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日 入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月 日 入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日 履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日 履修申込み)	

	空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで)
免除を受けようとする理由 [免除を受けようとするこ ととなつた原因, 家庭の状 況, その他詳細に記入する こと。]	

様式第2号(第5条)

記号 第 号
年 月 日

(保護者) 殿

茨城県立

学校長

印

授業料等免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた授業料等の免除について
 は, 下記のとおり免除することに決定しました。

記

生徒	住所	郡 村 市 町 番地
	氏名	
決定番号		年第 号
免除額等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月ま で) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月 日入学願 書提出)	

	_____ _____ _____ _____
免除を受けようとする理由 [免除を受けようとするこ ととなつた原因, 家庭の状 況, その他詳細に記入する こと。]	

様式第2号(第4条)

記号 第 号
年 月 日

(保護者) 殿

茨城県立

学校長

印

授業料等免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた授業料等の免除について
 は, 下記のとおり免除することに決定しました。

記

生徒	住所	郡 村 市 町 番地
	氏名	
決定番号		年第 号
免除額等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月ま で) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月 日入学願 書提出)	

	受講料	金	円
	(	年	月
	日	履修申	
	込み)		
	聴講料	金	円
	(	年	月
	日	履修申	
	込み)		
	空調設備使用料	金	円(月
	額	円)	
	(免除期間	年	月から
	年	月まで	

様式第3号(第6条)

年 月 日

茨城県立 学校長 殿

決定番号 年 第 号

生徒氏名

住所

保護者氏名

住所

免除辞退届

下記のとおり 免除を辞退したいのでお届けします。

記

免除額	授業料	金	円 (月額
	円)		
	空調設備使用料	金	円 (月額
	円)		
免除期間	授業料	年	月から
	月まで	年	月まで
	空調設備使用料	年	月から
	月まで		
辞退の理由			

	受講料	金	円
	(	年	月
	日	履修申	
	込み)		
	聴講料	金	円
	(	年	月
	日	履修申	
	込み)		

様式第3号(第5条)

年 月 日

茨城県立 学校長 殿

決定番号 年 第 号

生徒氏名

住所

保護者氏名

住所

授業料免除辞退届

下記のとおり 授業料免除を辞退したいのでお届けします。

記

免除額		金	円 (月額
	円)		
免除期間		年	月から
	月まで	年	月まで
辞退の理由			

茨城県県立高等学校学則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 27 条 略 (授業料等) 第 28 条 授業料，入学料，入学者選拔手数料，受講料，<u>聴講料及び空調設備使用料</u>の徴収については，茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)の定めるところによる。 以下 略	第 1 条～第 27 条 略 (授業料等) 第 28 条 授業料，入学料，入学者選拔手数料，受講料及び<u>聴講料</u>の徴収については，茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)の定めるところによる。 以下 略

茨城県県立中等教育学校学則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 30 条 略 (授業料等) 第 31 条 授業料，入学料，<u>入学者選拔手数料及び空調設備使用料</u>の徴収については，茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)の定めるところによる。 以下 略	第 1 条～第 30 条 略 (授業料等) 第 31 条 授業料，入学料及び入学者選拔手数料_____の徴収については，茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)の定めるところによる。 以下 略

第2号議案

茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第2 県立学校長の部第5項第1号中「繰上げ」を「繰上げ等」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第10条の2において準用する第6条の規定による徴収の繰上げ等

付 則

この訓令は、平成31年7月1日から施行する。

平成31年4月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

平成30年第3回茨城県議会定例会において茨城県県立学校授業料等徴収条例を一部改正し、新たに「空調設備使用料」の徴収について規定を加えたことから、所要の改正を行うもの。

茨城県教育委員会教育長事務委任規程新旧対照表

改正案	現行
別表第 2 教育事務所長等に対する個別委任事項 第 1 教育事務所長 略 第 2 県立学校長 1～4 略 5 茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)に関する次のこと。 (1) 第 6 条の規定による授業料の徴収の繰上げ等 (2) 第 7 条の規定による生徒の出校停止等の命令 (3) <u>第 10 条の 2 において準用する第 6 条の規定による徴収の繰上げ等</u> (4) 第 11 条の規定による授業料等の徴収の猶予 (5) 第 12 条及び第 13 条の規定による授業料等の免除 以下 略	別表第 2 教育事務所長等に対する個別委任事項 第1 教育事務所長 略 第 2 県立学校長 1～4 略 5 茨城県県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年茨城県条例第 24 号)に関する次のこと。 (1) 第 6 条の規定による授業料の徴収の繰上げ__ (2) 第 7 条の規定による生徒の出校停止等の命令 (3) 第 11 条の規定による授業料等の徴収の猶予 (4) 第 12 条及び第 13 条の規定による授業料等の免除 以下 略

第3号議案

2019年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、2020年度に使用する小学校の教科用図書、中学校の「特別の教科 道徳」を除いたすべての教科用図書並びに特別支援学校の小・中学部及び小・中学校等の特別支援学級において使用する教科用図書のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に基づき使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）において、2020年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う、2020年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

平成31年4月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項の規定により、諮問しようとするものである。